

◎岡山県規則第三十七号

岡山県事務処理規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則及び衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三医薬安全課の部4の項中「大麻取締法」を「大麻の栽培の管理に関する法律」に改め、同項1中「罂粟」を「罂粟」に改める。

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)

第二条 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則(平成十二年岡山県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号を次のように改める。

四 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この号において「法」という。)に基づくものうち次に掲げるもの

イ 第五条第一項の規定による免許の申請

ロ 第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出

ハ 第七条第三項の規定による免許証の再交付の申請

ニ 第七条第四項の規定による再交付後に発見された免許証の返納

ホ 第七条第五項の規定による免許の有効期間が満了したとき等の免許証の返納

納

ヘ 第九条の規定による大麻草採取栽培者の報告

ト 第十一条ただし書の規定による大麻草採取栽培者の大麻の栽培地外への持ち出しの許可の申請

チ 第十二条の四第一項の規定による免許の取消しの申請

リ 第十二条の四第三項の規定による大麻草採取栽培者の死亡、解散等の届出

附 則

(施行期日)

1 この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前的大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二条第一項に規定する大麻取扱者の大麻取扱者の有効期間内において、当該大麻取扱者がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に第二条の規定による改正前の衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則別表第一第四号(イ及びロを除く。)の規定により行う申請等については、なお従前の例による。

(特例)

3 施行日前に行う、改正法附則第六条の規定により、同法第一条の規定の施行前においても申請ができることとされている同条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定による免許の申請については、所管の保健所長を経由しなければならない。

◎岡山県告示第三百十五号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表保健医療部の部医薬安全課の項6中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改め、同項中「大麻取締法第14条」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第11条」に改める。

附 則

この告示は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

◎岡山県告示第三百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 アサヒグループ食品株式会社

住所 東京都墨田区吾妻橋1-23-1

氏名 代表取締役社長 川原 浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 アサヒグループ食品株式会社岡山工場第2プラント

所在地 岡山県浅口郡里庄町里見2751-1

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	新 設	廃 止			
種 類	2-ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (No. 58)	2-ロ 畜産食料品製造業の用 に供する洗浄施設 (No. 19)			
能 力	600枚/時間	800枚/時間			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	-			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに	-			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに	-			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	10	17.5	同左	
	p H	5.0~8.0	5.0~8.0		
	B O D (mg/L)	1,000	1,500		
	C O D (mg/L)	300	400		
	S S (mg/L)	280	400		
	油 分 (mg/L)	20	30		
	T-N (mg/L)	200	300		
	T-P (mg/L)	70	100		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数		
	大腸菌数 (CFU/mL)	無数	無数		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和6年7月5日から同月26日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問看護ステーション ホームケアプラス

2 所在地

岡山県津山市沼八五六―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会医療法人清風會

2 所在地

岡山県津山市日本原三五二番地

三 指定年月日

令和六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇三九〇一五一

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護医療院わかば

2 所在地

岡山県真庭市下河内三二四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年六月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇一四

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護医療院河本医院

2 所在地

岡山県真庭市下河内三二四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年六月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇〇二二

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設 信愛苑

2 所在地

岡山県真庭市下河内三二四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年六月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇四三

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設 信愛苑

2 所在地

岡山県真庭市下河内三二四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年六月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇四三

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設 信愛苑

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人SHIRO

2 所在地

岡山県玉野市用吉一六七六番地

三 許可年月日

令和六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇七六

五 サービスの種類

介護老人保健施設

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設 信愛苑

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年六月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三五三四八〇〇四三

五 サービスの種類

介護老人保健施設

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院 わかば

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人SHIRO

2 所在地

岡山県玉野市用吉一六七六番地

三 許可年月日

令和六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇五五

五 サービスの種類

介護医療院

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院 河本医院

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人SHIRO

2 所在地

岡山県玉野市用吉一六七六番地

三 許可年月日

令和六年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇四八

五 サービスの種類

介護医療院

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条第二項の規定により、次のとおり介護医療院を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院わかば

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年六月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇一四

五 サービスの種類

介護医療院

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条第二項の規定により、次のとおり介護医療院を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護医療院河本医院

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年六月二十六日

四 介護保険事業所番号

三三B三四〇〇〇二二

五 サービスの種類

介護医療院

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ReBASE

2 所在地

和気郡和気町父井原四三〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ReBASE

2 主たる事務所の所在地

和気郡和気町父井原四三〇番地

三 指定年月日

令和六年七月一日

四 事業所番号

三三一二三〇〇二五八

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きずな

2 所在地

備前市西片上七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人あおぞら会

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区倉田二六四番地一三

三 指定年月日

令和六年七月一日

四 事業所番号

三三一―一〇〇三二九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

◎岡山県告示第三百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きずな

2 所在地

備前市西片上七一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人あおぞら会

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区倉田二六四番地一三

三 廃止年月日

令和六年六月三十日

四 事業所番号

三三一〇〇一七〇

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

〔三四九〕職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、令和六年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験を実施する免許職種

1 実技試験を実施する免許職種

木工科

2 学科試験（指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。）及び関連学科）を実施する免許職種

洋裁科及び木工科

3 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）別表第十一の免許職種の欄に掲げる職種のうち、洋裁科及び木工科を除いたもの

二 試験科目

試験科目は、次のとおりとする。

免許職種	実技試験の科目	学科試験の科目
洋裁科		<p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>(1) 被服学（被服史 被服論 縫製）</p> <p>(2) デザイン（色彩 造形 デザイン画 製図）</p> <p>(3) 安全衛生（安全管理 衛生管理）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>(1) 被服科学（被服管理 被服衛生 被服用材料）</p> <p>(2) 服装デザイン（服飾心理 商品企画 着装画 色彩法 スタイル画）</p> <p>(3) 縫製知識（採寸法 裁断法 縫製法 服飾手芸）</p>
木工科	木製品製作	<p>一 指導方法</p> <p>二 関連学科</p> <p>1 系基礎学科</p> <p>(1) 製図（現図画法 読図法）</p> <p>(2) 木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械木材加工法）</p> <p>(3) 安全衛生（安全管理 衛生管理）</p> <p>2 専攻学科</p> <p>(1) 工作法（木製品 工作法 組立法 仕上法 加飾法 木材加工用機械 仕様及び積算）</p>

職種 一 3 の免許		指導方法
		(2) 塗装法 (塗装機器 塗装法) (3) 材料 (木工用材料 接着剤 仕上用材料)

三 受験資格

1 一の免許職種ごとに、次に該当する者は、試験を受けることができる。

- (1) 洋裁科
 法第三十条第三項の規定による受験資格を有する者であつて、規則第四十六条の規定により、免許職種に関し、実技試験の全部が免除になる者
- (2) 木工科
 法第三十条第三項の規定による受験資格を有する者

(3) 一 3 の免許職種

法第三十条第三項の規定による受験資格を有する者であつて、規則第四十六条の規定により、免許職種に関し、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除になる者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

五 試験の日時

1 学科試験

(1) 指導方法

令和六年九月十一日 (水曜日) 午前十一時から正午まで

(2) 関連学科

令和六年九月十一日 (水曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで

2 実技試験

令和六年九月十四日 (土曜日) 午前九時から午後四時まで

六 試験場所

1 学科試験

岡山県庁分庁舎共用会議室五〇七 (岡山市中区古京町一丁目七番三六号)

2 実技試験

岡山県立北部高等技術専門校 (津山市川崎九五三番地)

七 受験申請手続

1 申請書類

(1) 受験申請書

(2) 履歴書

(3) 写真二枚 (申請前六月以内に撮影した上半身、正面、無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもの。なお、写真の裏面には、氏名を記入すること。)

(4) 受験資格を証明する書類

(5) 試験の免除を受けようとする者は、その資格を証明する書類

- 2 申請書類の提出先
郵便番号 七〇〇―八五七〇
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県産業労働部労働雇用政策課
- 3 申請書類の提出方法及び受付期間
申請書類の提出は、郵送（簡易書留）によることとし、令和六年七月五日（金曜日）から同年八月七日（水曜日）（同日の消印があるものまで有効とする。）まで受け付ける。
- 4 受験手数料
次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ次に定める額の手数料を収納専用窓口で納付すること。
実技試験 一万五千八百円
学科試験 三千百円
- 八 合否判定の基準
 - 1 実技試験、学科試験の指導方法並びに学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科についてそれぞれ満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験の関連学科の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
 - 2 実技試験について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、実技試験に限り合格とする。
 - 3 学科試験の指導方法について満点の六割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。
 - 4 学科試験の関連学科の系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合（1の場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。
- 九 合格発表の方法
令和六年九月二十四日（火曜日）に岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。
- 十 その他
 - 1 その他注意事項等については、「令和6年度職業訓練指導員試験受験案内」（以下「受験案内」という。）を参照すること。
 - 2 受験案内及び受験申請書様式は、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードできる。なお、受験案内及び受験申請書様式の郵送を希望する者は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形二号）を同封の上、申し込むこと。
 - 3 この試験について不明な点は、岡山県産業労働部労働雇用政策課（電話〇八六―二二六―七三三七）に問い合わせること。

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

〔三五〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

瀬戸内市邑久町箕輪地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和六年五月二十七日から同年八月三十日まで	測量期間

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

〔三五一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市玉島道口地 内	測量区域
公共測量（基準点測量他）	測量の種類
令和六年六月二十五日から 同年十月三十一日まで	測量期間

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

〔三五二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市正崎字吉野口一〇四五番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市正崎一〇四三番地

権代 亮太

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十七日岡山県指令建指第二五号

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

〔三五三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字中尾五二一番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中一八四番地一〇七フアミューリーフ二〇一

山本 延寿

山本 理絵

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十八日岡山県指令建指第四三三三号

令和6年7月5日 岡山県公報 第12614号

〔三五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋸先キ四二八番七、四二八番八、四三二番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野三〇八番地一グラドゥアーレB二〇五

森野 智博

森野 由巳

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月二十三日岡山県指令建指第三一号